平成２３年（再イ）第６５号
兵庫県宝塚市小浜２丁目５番25―702号
再生債務者　谷口　一光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日　神戸地方裁判所伊丹支部
平成２３年（再イ）第２９号
徳島市助任本町５丁目33番地の７　井上荘７号室
再生債務者　河野　朋光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日　　徳島地方裁判所民事部
平成２３年（再イ）第８０号
熊本県菊池郡大津町大字大津1949番地９
再生債務者　幸　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２３年（再イ）第８２号
熊本市新大江１丁目14番10―105号
再生債務者　杉　　正明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月22日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２３年（再イ）第５３０号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目３番16号
Ｙ’Ｓハイム201号
再生債務者　吉田　　准
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（再イ）第１５９号
埼玉県川越市大字南大塚1498番地36
再生債務者　木村裕二郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再イ）第４４号
富山県中新川郡上市町放士ケ瀬新76番地65
再生債務者　大槻　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日　　富山地方裁判所
平成２３年（再イ）第８３号
静岡県沼津市我入道一本松町191番地の１
クロス牛臥301号
再生債務者　内藤　勝利（旧姓大川）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（再イ）第４号
兵庫県淡路市野田尾318番地１
再生債務者　幹田金型製作所こと　幹田　幸司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月23日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

精算払に関する公告

日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」といいます。）の預金等債権の買取りに係る精算払を下記のとおり行いますので、預金保険法第72条第４項に基づき公告します。
平成24年４月５日
預金保険機構
理事長　田**邉**　昌徳
記
1．支払額　1,365,699,955円
2．支払期間　平成24年４月10日～平成24年６月29日
3．支払の方法　預金保険機構は、精算払の対象となる方々から郵送により精算払請求書等の必要書類の提出を受けます。
その上で、預金保険機構は、ご指定の口座に各自の精算払額の振込みを行います。（振込手数料は預金保険機構が負担します。）
4．その他
⑴　日本振興銀行の破綻後、預金保険機構は、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金について、預金者の方々からの請求に基づき、預金保険機構が定めた概算払率（25％）を乗じた金額（概算払額）を支払い（概算払）、買取りを行いました（買取期間　平成22年12月13日～平成23年３月31日）。
⑵　預金保険機構は、日本振興銀行の再生手続の下で、買い取った預金債権に係る弁済金を同行から受け取った場合には、速やかに当該弁済金と概算払額との差額を基に追加的な支払額を算出し、概算払を受けた方々にお支払いすることとしています（精算払）。
⑶　日本振興銀行は、債権者集会（平成23年11月15日開催）で可決され、東京地方裁判所の認可決定を受けて確定した再生計画に基づき、平成24年４月２日までに第１回弁済（弁済率39％）による弁済金の支払を行いました。預金保険機構は、日本振興銀行から平成24年４月２日に受け取った当該弁済金と上記の概算払率（25％）により算出された概算払額との差額を基に支払額を算出し、今回、精算払を行うこととしたものです。
⑷　精算払の対象となる方々には、預金保険機構から精算払請求の手続に必要な書類を速やかに送付します。支払を請求するに当たっては、送付される書類をよくお読みいただき、必要な書類をご用意のうえ、支払期間内に預金保険機構に到着するように郵送してください。
⑸　なお、日本振興銀行が、今後、弁済金の支払（最終弁済を含む。）を行った場合には、精算払を追加的に行うこととなりますが、その際には別途その旨をご通知します。

機構代理預金者への弁済金の支払に関する公告

預金保険機構は、日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」といいます。）の再生手続において、預金者表に記載されている預金者（以下「機構代理預金者」といいます。）の代理人として、再生計画に基づく弁済金を代理受領しました。機構代理預金者への当該弁済金の支払を下記のとおり行いますので、預金保険機構業務方法書第114条第３項に基づき公告します。
平成24年４月５日
預金保険機構
理事長　田**邉**　昌徳
記
1．支払の方法　預金保険機構は、機構代理預金者の方々から郵送により弁済金支払請求書等の必要書類の提出を受けます。
その上で、預金保険機構は、ご指定の口座に各自の弁済額の振込みを行います。（振込手数料は預金保険機構が負担します。）
2．その他
⑴　預金保険機構は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」といいます。）第463条第１項に基づき、日本振興銀行の再生手続における債権届出期間の末日の平成23年５月27日に、預金保険機構が作成した預金者表を東京地方裁判所に提出しました㈱。
㈱　再生手続上、債権者は債権届出期間内に債権届出を行う必要がありますが、預金保険機構が上記預金者表を提出することにより、当該預金者表に記載された預金等債権は、債権届出期間内に届出があったものとみなされます。